

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月5日
【会社名】	株式会社オルトプラス
【英訳名】	A l t P l u s I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 石井 武
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
【電話番号】	03-4577-6701
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼財務・経理部長 竜石堂 潤一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
【電話番号】	03-4577-6701
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼財務・経理部長 竜石堂 潤一
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 1,071,000,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 684,750,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 304,500,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年2月6日付をもって提出した有価証券届出書及び平成25年2月22日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集900,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し659,500株（引受人の買取引受による売出し456,500株・オーバーアロットメントによる売出し203,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成25年3月4日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
 - 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）
 - (2) ブックビルディング方式
 - 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
 - 4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）
 - (2) ブックビルディング方式
- 募集又は売出しに関する特別記載事項
- 2 グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について
 - 3 ロックアップについて
 - 4 親引け先への販売について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	900,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は、100株であります。

(注) 1. 平成25年2月6日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数の一部を、当社が指定する下記販売先（親引け先）に販売を要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
オルトプラス従業員持株会	上限6,000株	福利厚生のため
グリーン株式会社	上限90,000株	取引関係の強化のため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	900,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は、100株であります。

(注) 1. 平成25年2月6日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社は、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数の一部を、当社が指定する下記販売先（親引け先）に販売を要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
オルトプラス従業員持株会	当社普通株式6,000株	福利厚生のため
グリーン株式会社	当社普通株式83,300株	取引関係の強化のため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

（訂正前）

平成25年3月4日に決定される予定の引受価額にて、当社と引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成25年2月21日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,190円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	900,000	1,071,000,000	600,300,000
計（総発行株式）	900,000	1,071,000,000	600,300,000

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年2月6日開催の取締役会決議に基づき、平成25年3月4日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5．仮条件（1,400円～1,500円）の平均価格（1,450円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,305,000,000円となります。

6．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

（訂正後）

平成25年3月4日に決定された引受価額（1,380円）にて、当社と引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格1,500円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	900,000	1,071,000,000	<u>621,000,000</u>
計（総発行株式）	900,000	1,071,000,000	<u>621,000,000</u>

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）5．の全文削除及び6．7．の番号変更

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	1,190	未定 (注)3.	100	自平成25年3月6日(水) 至平成25年3月11日(月)	未定 (注)4.	平成25年3月13日(水)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,400円以上1,500円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年3月4日に引受価額と同時に決定する予定であります。需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

マネジメントのクオリティが高いこと。

競争力のあるエンジンの開発実績があること。

特定の取引先に対する売上の依存度が高いこと。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,400円から1,500円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（1,190円）及び平成25年3月4日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成25年2月6日開催の取締役会において、増加する資本金の額は平成25年3月4日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする旨、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成25年3月14日（木）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
7. 申込みに先立ち、平成25年2月25日から平成25年3月1日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額（1,190円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,500	1,380	1,190	690	100	自 平成25年 3月 6日(水) 至 平成25年 3月11日(月)	1株につき 1,500	平成25年 3月13日(水)

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
- 発行価格の決定に当たりましては、仮条件（1,400円～1,500円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
- 当該ブックビルディングの状況につきましては、
- 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
 - 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
 - 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
- 以上が特徴でありました。
- 上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,500円と決定いたしました。
- なお、引受価額は1,380円と決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（1,500円）と会社法上の払込金額（1,190円）及び平成25年3月4日に決定された引受価額（1,380円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は690円（増加する資本準備金の額の総額621,000,000円）と決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき1,380円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成25年3月14日（木）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	696,900	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成25年3月13日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	67,800	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	40,600	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	40,600	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	27,100	
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号	13,500	
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1	13,500	
計	-	900,000	-

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成25年3月4日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	696,900	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成25年3月13日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,380円)を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき120円)の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	67,800	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	40,600	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	40,600	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	27,100	
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号	13,500	
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1	13,500	
計	-	900,000	-

(注) 1. 上記引受人と平成25年3月4日に元引受契約を締結いたしました。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,200,600,000	11,000,000	1,189,600,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,400円~1,500円)の平均価格(1,450円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,242,000,000	11,000,000	1,231,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額1,189,600千円については、新規ユーザー獲得のための広告宣伝費として平成25年9月期に79,000千円、平成26年9月期に161,500千円、ソーシャルゲーム開発の過程で発生する画像制作・開発支援・デバッグ(注)等のための外注加工費として平成25年9月期に145,000千円、平成26年9月期に241,000千円充当する予定であります。なお、残額は平成27年9月期以降に上記広告宣伝費及び外注加工費へ充当する予定であります。

また、具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用することとしております。

(注) コンピュータプログラムのエラー(バグ)の原因を探し、取り除くこと。

(訂正後)

上記の手取概算額1,231,000千円については、新規ユーザー獲得のための広告宣伝費として平成25年9月期に79,000千円、平成26年9月期に161,500千円、ソーシャルゲーム開発の過程で発生する画像制作・開発支援・デバッグ(注)等のための外注加工費として平成25年9月期に145,000千円、平成26年9月期に241,000千円充当する予定であります。なお、残額は平成27年9月期以降に上記広告宣伝費及び外注加工費へ充当する予定であります。

また、具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用することとしております。

(注) コンピュータプログラムのエラー(バグ)の原因を探し、取り除くこと。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

（訂正前）

平成25年3月4日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	456,500	<u>661,925,000</u>	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 東京ディスカバリー投資事業有限責任組合 290,500株 東京都千代田区内幸町一丁目2番1号 みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合 166,000株
計(総売出株式)	-	456,500	<u>661,925,000</u>	-

（注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2．「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3．売出価額の総額は、仮条件（1,400円～1,500円）の平均価格（1,450円）で算出した見込額であります。

4．売出数等については今後変更される可能性があります。

5．振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3．に記載した振替機関と同一であります。

6．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成25年3月4日に決定された引受価額(1,380円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,500円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	456,500	684,750,000	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 東京ディスカバリー投資事業有限責任組合 290,500株 東京都千代田区内幸町一丁目2番1号 みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合 166,000株
計(総売出株式)	-	456,500	684,750,000	-

(注)1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注)3.4.の全文削除及び5.6.7.の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証 拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自 平成25年 3月6日(水) 至 平成25年 3月11日(月)	100	未定 (注)2.	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社	未定 (注)3.

- (注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件(2)ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成25年3月4日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件(2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証 拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
1,500	1,380	自 平成25年 3月6日(水) 至 平成25年 3月11日(月)	100	1株につ き 1,500	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社	(注)3.

- (注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件(2)ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。
3. 引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき120円)の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と平成25年3月4日に元引受契約を締結いたしました。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件(2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	203,000	<u>294,350,000</u>	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 203,000株
計(総売出株式)	-	203,000	<u>294,350,000</u>	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件（1,400円～1,500円）の平均価格（1,450円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	203,000	304,500,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 203,000株
計(総売出株式)	-	203,000	304,500,000	-

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村証券株式会社が行う売出しであります。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単 位(株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏 名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注)1.	自 平成25年 3月6日(水) 至 平成25年 3月11日(月)	100	未定 (注)1.	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単 位(株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏 名又は名称	元引受契約の 内容
1,500	自 平成25年 3月6日(水) 至 平成25年 3月11日(月)	100	1株につき 1,500	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成25年3月4日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である東京ディスカバリー投資事業有限責任組合及びみずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、203,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエオプション」という。）を、平成25年4月10日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、平成25年3月14日から平成25年4月5日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である東京ディスカバリー投資事業有限責任組合及びみずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、203,000株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエオプション」という。）を、平成25年4月10日を行使期限として貸株人より付与されております。

また、主幹事会社は、平成25年3月14日から平成25年4月5日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

（訂正前）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である東京ディスカバリー投資事業有限責任組合及びみずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合並びに当社株主である石井武及び鶴川太郎は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成25年6月11日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

親引け先であるオルトプラス従業員持株会は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成25年9月9日）までの期間中、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。親引け先であるグリー株式会社は、主幹事会社に対して、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成25年9月9日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等は行わない旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

（訂正後）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である東京ディスカバリー投資事業有限責任組合及びみずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合並びに当社株主である石井武及び鶴川太郎は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成25年6月11日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

親引け先であるオルトプラス従業員持株会は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成25年9月9日）までの期間中、継続して所有する旨の書面を差し入れております。親引け先であるグリー株式会社は、主幹事会社に対して、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成25年9月9日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等は行わない旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4．親引け先への販売について

1 親引け先の状況等（1）

（訂正前）

a．親引け先の概要

名称	オルトプラス従業員持株会
所在地	東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
代表者の役職及び氏名	理事長 佐藤 和好

b．当社と親引け先との関係

当社の従業員持株会であります。

c．親引け先の選定理由

従業員の福利厚生のためであります。

d．親引けしようとする株式の数

未定（募集株式のうち、6,000株を上限として、平成25年3月4日（発行価格等決定日）に決定される予定。）

e．株券等の保有方針

長期保有の見込みであります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

g．親引け先の実態

当社の従業員等で構成する従業員持株会であります。

親引け先の状況等（2）

a．親引け先の概要

名称	グリー株式会社
本店の所在地	東京都港区六本木六丁目10番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第8期 （平成23年7月1日 - 平成24年6月30日） 平成24年9月26日関東財務局長に提出 第1四半期報告書 第9期 第1四半期 （平成24年7月1日 - 平成24年9月30日） 平成24年11月14日関東財務局長に提出 第2四半期報告書 第9期 第2四半期 （平成24年10月1日 - 平成24年12月31日） 平成25年2月13日関東財務局長に提出

b．当社と親引け先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等関係	当社のソーシャルゲーム事業の主要取引先であります。

c．親引け先の選定理由

友好な取引関係を今後も維持・発展させていくためであります。

d．親引けしようとする株式の数

未定（募集株式のうち、90,000株を上限として、平成25年3月4日（発行価格等決定日）に決定される予定。）

e．株券等の保有方針

長期保有の見込みであります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は親引け先の払込に要する財産の存在について、親引け先が提出した第9期第2四半期報告書により、当該親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに足る現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。

g．親引け先の実態

親引け先は東京証券取引所市場第一部に上場しており、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をもって排除し、一切の関係を遮断することを行動規範として公表していることから、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

（訂正後）

a．親引け先の概要

名称	オルトプラス従業員持株会
----	--------------

所在地	東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
代表者の役職及び氏名	理事長 佐藤 和好

- b. 当社と親引け先との関係
当社の従業員持株会であります。
- c. 親引け先の選定理由
従業員の福利厚生のためであります。
- d. 親引けしようとする株式の数
当社普通株式6,000株
- e. 株券等の保有方針
長期保有の見込みであります。
- f. 払込みに要する資金等の状況
当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
- g. 親引け先の実態
当社の従業員等で構成する従業員持株会であります。

親引け先の状況等（2）

a. 親引け先の概要

名称	グリー株式会社
本店の所在地	東京都港区六本木六丁目10番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第8期 (平成23年7月1日 - 平成24年6月30日) 平成24年9月26日関東財務局長に提出 第1四半期報告書 第9期 第1四半期 (平成24年7月1日 - 平成24年9月30日) 平成24年11月14日関東財務局長に提出 第2四半期報告書 第9期 第2四半期 (平成24年10月1日 - 平成24年12月31日) 平成25年2月13日関東財務局長に提出

b. 当社と親引け先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等関係	当社のソーシャルゲーム事業の主要取引先であります。

- c. 親引け先の選定理由
友好な取引関係を今後も維持・発展させていくためであります。
- d. 親引けしようとする株式の数
当社普通株式83,300株
- e. 株券等の保有方針
長期保有の見込みであります。
- f. 払込みに要する資金等の状況
当社は親引け先の払込に要する財産の存在について、親引け先が提出した第9期第2四半期報告書により、当該親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに足る現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。
- g. 親引け先の実態
親引け先は東京証券取引所市場第一部に上場しており、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をもって排除し、一切の関係を遮断することを行動規範として公表していることから、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

3 販売条件に関する事項

(訂正前)

販売価格は、発行価格決定日（平成25年3月4日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(訂正後)

販売価格は、平成25年3月4日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格（1,500円）と、同一であります。

4 親引け後の大株主の状況
(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数 (株)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
東京ディスカバリー投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1,400,000	39.39	1,109,500	24.91
石井 武	神奈川県川崎市高津区	1,060,000 (60,000)	29.83 (1.69)	1,060,000 (60,000)	23.80 (1.35)
みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	600,000	16.88	434,000	9.74
鶴川 太郎	東京都調布市	160,000 (60,000)	4.50 (1.69)	160,000 (60,000)	3.59 (1.35)
グリーン株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	-	-	90,000	2.02
正法地 智也	神奈川県鎌倉市	60,000 (60,000)	1.69 (1.69)	60,000 (60,000)	1.35 (1.35)
安藤 正雄	神奈川県横浜市南区	24,000 (24,000)	0.68 (0.68)	24,000 (24,000)	0.54 (0.54)
小林 陽介	東京都杉並区	24,000 (24,000)	0.68 (0.68)	24,000 (24,000)	0.54 (0.54)
牟田口 剛	東京都大田区	24,000 (24,000)	0.68 (0.68)	24,000 (24,000)	0.54 (0.54)
類地 健太郎	東京都大田区	24,000 (24,000)	0.68 (0.68)	24,000 (24,000)	0.54 (0.54)
計	-	3,376,000 (276,000)	94.99 (7.77)	3,009,500 (276,000)	67.57 (6.20)

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年2月6日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年2月6日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(オルトプラス従業員持株会6,000株、グリーン株式会社90,000株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)	本募集及び引受 人の買取引受に よる売出し後の 所有株式数 (株)	本募集及び引受 人の買取引受に よる売出し後の 株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
東京ディスカバリー投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内 一丁目2番1号	1,400,000	39.39	1,109,500	24.91
石井 武	神奈川県川崎市高津区	1,060,000 (60,000)	29.83 (1.69)	1,060,000 (60,000)	23.80 (1.35)
みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町 一丁目2番1号	600,000	16.88	434,000	9.74
鷓川 太郎	東京都調布市	160,000 (60,000)	4.50 (1.69)	160,000 (60,000)	3.59 (1.35)
グリーン株式会社	東京都港区六本木六丁 目10番1号	-	-	<u>83,300</u>	<u>1.87</u>
正法地 智也	神奈川県鎌倉市	60,000 (60,000)	1.69 (1.69)	60,000 (60,000)	1.35 (1.35)
安藤 正雄	神奈川県横浜市南区	24,000 (24,000)	0.68 (0.68)	24,000 (24,000)	0.54 (0.54)
小林 陽介	東京都杉並区	24,000 (24,000)	0.68 (0.68)	24,000 (24,000)	0.54 (0.54)
牟田口 剛	東京都大田区	24,000 (24,000)	0.68 (0.68)	24,000 (24,000)	0.54 (0.54)
類地 健太郎	東京都大田区	24,000 (24,000)	0.68 (0.68)	24,000 (24,000)	0.54 (0.54)
計	-	3,376,000 (276,000)	94.99 (7.77)	<u>3,002,800</u> (276,000)	<u>67.42</u> (6.20)

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年2月6日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年2月6日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。